

利用者支援事業について

(1)位置づけ

○子ども・子育て支援法第59条第1項第1号に規定する事業(新規)

(2)主な事業内容

○総合的な利用者支援

子育て家庭の「個別ニーズ」を把握し、教育・保育施設及び地域子育て支援事業等の利用にあたっての「情報集約・提供」
「相談」「利用支援・援助」

○地域連携

子育て支援などの関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくりを行い、地域の子育て資源の育成、地域課題の発見・共有、地域で必要な社会資源の開発等

(3)実施方法

○いずれかの類型を選択して実施

①基本型:「利用者支援」と「地域連携」を共に実施する形態

(主として、行政窓口以外で、親子が継続的に利用できる施設を活用)

②特定型:主に「利用者支援」を実施する形態 ※地域連携については、行政がその機能を果たす。

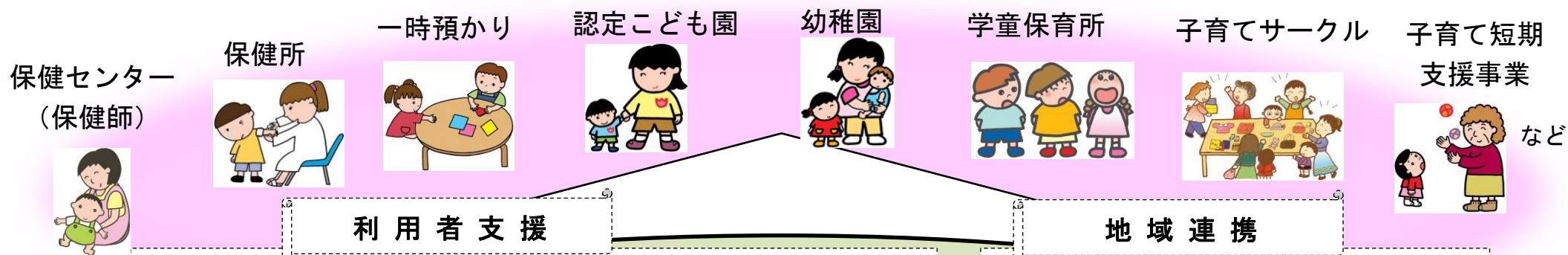
(主として、行政機関の窓口を活用)

利用者支援事業「量の見込み」及び確保方策

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	か所	1	1	1	1	1
②確保方策	か所	1	1	1	1	1
②－①	か所	0	0	0	0	0

利用者支援事業のイメージ

子ども・子育て支援にかかる施設・事業



- ・ 子育て等に関する相談（＝個別ニーズの把握）
↓ ※必要に応じてアウトリーチによる支援
- 個別ニーズに応じた
- ・ 教育分野等も含めた幅広い情報収集、提供
- ・ 施設・事業等の利用にあたっての助言・利用支援

- 円滑な利用者支援のための
- ・ 関係機関との連絡・調整、連携、協働の体制作り

利用者支援事業

一体的な運営で子育て家庭支援の機能を強化！

地域子育て支援拠点事業

- ・ 子育て親子の交流の場の提供
- ・ 子育て等に関する相談、援助
- ・ 地域の子育て関連情報の提供
- ・ 子育て・子育て支援に関する講習

⇒ **気軽に訪問して、相談や情報の取得ができる！**

相談しやすい
敷居の低い場所

子育て中の親子（妊婦含む）など

子育て家庭が
通しやすい場所